

## ■参考資料

|                                             |      |
|---------------------------------------------|------|
| • 循環資源利用促進税について .....                       | P1   |
| • 北海道循環資源利用促進税条例 .....                      | P3   |
| • 北海道循環資源利用促進税事業の検討に関する報告書【概要】(平成28年12月) .. | P1 1 |
| • 北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）の概要 .....            | P1 3 |
| • 循環資源利用促進税施設設備整備費補助事業 補助実績一覧.....          | P1 5 |
| • リサイクル技術研究開発補助金 補助実績一覧 .....               | P2 5 |
| • リサイクル産業創出事業費補助金交付実績 .....                 | P2 9 |
| • 道総研における循環型地域社会の創造に向けた取組み .....            | P3 1 |



## 循環資源利用促進税について

### 1 循環資源利用促進税とは

産業廃棄物の排出抑制、循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する経費に充てることを目的に、北海道で初めて導入された法定外目的税。

全国27道府県1市で導入済（R2.4 現在）

北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）

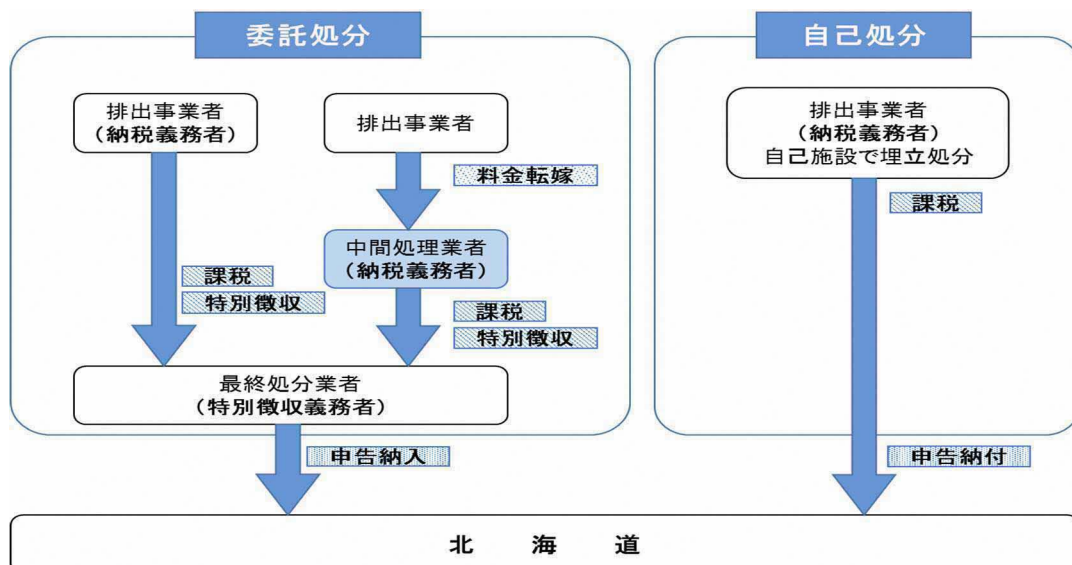
平成17年12月20日公布 平成18年10月1日施行

#### 導入経緯

|      |    |                                                          |
|------|----|----------------------------------------------------------|
| H12. | 5  | 「北海道らしい税のあり方に関する検討会」を設置                                  |
|      | 12 | 「北海道らしい税のあり方に関する検討会」から「産業廃棄物処理税」を含めた法定外目的税について提言         |
| H13. | 12 | 北海道環境審議会から「経済的手法を用いた環境政策のあり方について」答申                      |
| H14. | 3  | 「法定外目的税の導入に向けた道の考え方」を取りまとめ                               |
|      | 11 | 第4回道議会定例会に「北海道産業廃棄物循環の利用促進税条例案」を提案（継続審議）                 |
| H15. | 2  | 第1回道議会定例会において同条例案が否決                                     |
| H17. | 7  | 「循環型社会の早期実現に向けた「北海道循環資源利用促進税」（仮称）の導入に関する道の考え方について」を取りまとめ |
|      | 11 | 第4回道議会定例会に「北海道循環資源利用促進税条例案」を提案（12月9日可決）                  |
| H18. | 3  | 循環資源利用促進税の新設について、総務大臣の同意                                 |
|      | 10 | 「北海道循環資源利用促進税条例」が施行                                      |

### 2 概要

- （1）使途目的 産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるために課税する。
- （2）納税義務者 産業廃棄物を排出する事業者  
※ 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量に課税
- （3）税 率 最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量1トンあたり1,000円  
※ H18年度、H19年度搬入分は暫定税率適用
- （4）納税方法





## ○ 北海道循環資源利用促進税条例

北海道循環資源利用促進税条例を、ここに公布する。

北海道循環資源利用促進税条例

### (課税の根拠)

**第1条** 道は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源（産業廃棄物のうち有用なものをいう。以下同じ。）の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、循環資源利用促進税を課する。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 最終処分業者 次に掲げる者であって道内において産業廃棄物の埋立処分を事務又は業として行うものをいう。
  - ア 廃棄物処理法第11条第2項の規定により産業廃棄物の処理を行う市町村
  - イ 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けている者
- (3) 最終処分場 次に掲げるものであって道内に設置されたものをいう。
  - ア 廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同項の許可を受けなければならないこととされていたもの以外のものを含む。）
  - イ 市町村が設置する一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の最終処分場のうち一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の埋立処分の用に供するもの

### (納税義務者等)

**第3条** 循環資源利用促進税は、産業廃棄物の最終処分場への処分のための搬入に対し、当該産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）に課する。

- 2 前項の規定にかかわらず、循環資源利用促進税は、埋立処分を委託された最終処分業者が当該埋立処分を他の最終処分業者に委託をした場合にあっては、当該他の最終処分業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該委託をした最終処分業者に課する。

### (課税標準)

**第4条** 循環資源利用促進税の課税標準は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量とする。

- 2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合は、容量を計測し、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

### (税率)

**第5条** 循環資源利用促進税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

### (徴収の方法)

**第6条** 循環資源利用促進税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、排出事業者が自ら設置する最終処分場においてその処分を行うための産業廃棄物の搬入に対して課する循環資源利用促進税の徴収は、申告納付の方法による。

### (特別徴収義務者)

**第7条** 循環資源利用促進税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、最終処分業者とする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、最終処分業者のほか、循環資源利用促進税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。
- 3 特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る最終処分場へ産業廃棄物が搬入されたときには、当該産業廃棄物の搬入に対する循環資源利用促進税を徴収しなければならない。

### (申告納入の手続等)

**第8条** 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき循環資源利用促進税について、当該期間直後の同表の当該右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、循環資源利用促進税の課税標準、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関（収納代理金融機関を含む。以下同じ。）又は出納員（収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。以下同じ。）に納入しなければならない。ただし、最終処分場における埋立処分を終了し、又は休止した場合は、その終了し、又は休止した日から1月以内に、その終了し、又は休止した日までにおいて徴収すべき循環資源利用促進税について、申告納入しなければならない。

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 1月1日から3月31日まで   | 4月末日  |
| 4月1日から6月30日まで   | 7月末日  |
| 7月1日から9月30日まで   | 10月末日 |
| 10月1日から12月31日まで | 1月末日  |

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

### (特別徴収義務者としての登録)

**第9条** 特別徴収義務者は、産業廃棄物の最終処分場への搬入が開始される日前5日（第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者は当該指定の通知を受けた日後5日）までに、最終処分場ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 最終処分場の名称及び所在地並びにその概要

- (3) 産業廃棄物の最終処分場への搬入が開始される日又は特別徴収義務者として指定の通知を受けた日
- (4) その他知事が必要と認める事項
- 2 知事は、前項の申請書を受理した場合には、当該特別徴収義務者を特別徴収義務者として登録するとともに、当該特別徴収義務者に対しその旨を通知し、及び規則で定める証票を交付するものとする。
- 3 前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者は、登録を受けた事項に変更があった場合は、その変更があった日から10日以内に、規則で定める登録変更申請書を知事に提出して、登録の変更を申請しなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の登録変更申請書の提出があった場合について準用する。
- 5 第2項（前項において準用する場合を含む。）の証票（以下「証票」という。）の交付を受けた特別徴収義務者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 6 証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 7 証票の交付を受けた特別徴収義務者は、特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に、その証票を知事に返納しなければならない。

#### （徴収猶予）

- 第10条** 知事は、法第15条の規定による場合のほか、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び循環資源利用促進税の全部又は一部を第8条第1項の期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき循環資源利用促進税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予するものとする。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認める場合を除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。
- 2 前項の規定による徴収猶予の申請をする特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
    - (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
    - (2) 最終処分場の名称及び所在地
    - (3) 納期限までに受け取ることができなかった産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び循環資源利用促進税額
    - (4) 徴収の猶予を受けようとする税額及び期間
    - (5) その他参考となる事項
  - 3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項後段の規定による担保について準用する。
  - 4 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合には、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

#### （徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

**第11条** 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び循環資源利用促進税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した循環資源利用促進税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その循環資源利用促進税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条第1項の規定により徴収猶予をしているときその他その循環資源利用促進税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 循環資源利用促進税を受け取ることができなくなった事由及びその金額の明細又は徴収した循環資源利用促進税額を失った事由及びその金額の明細
- (3) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、第1項の規定により循環資源利用促進税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 知事は、第1項の申請があった場合には、同項に規定する措置を採るかどうかにについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

#### (申告納付の手続等)

**第12条** 第6条ただし書の規定によって循環資源利用促進税を申告納付すべき者（以下「申告納税者」という。）は、次の表の左欄に掲げる期間における循環資源利用促進税について、当該期間直後の同表の当該右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、循環資源利用促進税の課税標準、税額その他必要な事項を記載した納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって指定金融機関又は出納員に納付しなければならない。ただし、最終処分場における埋立処分を終了し、又は休止した場合は、その終了し、又は休止した日から1月以内に、その終了し、又は休止した日までにおいて納付すべき循環資源利用促進税について、申告納付しなければならない。

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 1月1日から3月31日まで   | 4月末日  |
| 4月1日から6月30日まで   | 7月末日  |
| 7月1日から9月30日まで   | 10月末日 |
| 10月1日から12月31日まで | 1月末日  |

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

3 第1項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

#### (最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出)



**第13条** 申告納税者は、自ら設置する最終処分場へ産業廃棄物の搬入を開始する日前5日までに、最終処分場ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記載した届出書により、知事に届け出なければならない。

- (1) 申告納税者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 最終処分場の名称及び所在地並びにその概要
- (3) 産業廃棄物の最終処分場への搬入を開始する日
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に変更があった場合又はその届出に係る最終処分場における埋立処分を終了し、若しくは休止した場合は、その変更があった日又はその終了し、若しくは休止した日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

#### (更正及び決定に係る不足金額等の納入等)

**第14条** 特別徴収義務者及び申告納税者（以下「特別徴収義務者等」という。）は、法第733条の16第4項、法第733条の18第6項又は法第733条の19第4項の規定による循環資源利用促進税に係る更正又は決定の通知を受けた場合は、当該不足金額（更正による納入金若しくは税金の不足金額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。）及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を、それぞれ当該通知書で指定する納期限までに、納入書又は納付書によって指定金融機関又は出納員に納入し、又は納付しなければならない。

#### (特別徴収義務者等の帳簿の記載義務等)

**第15条** 特別徴収義務者等は、帳簿を備え、規則で定めるところにより産業廃棄物の最終処分場への搬入に関する事実をこれに記載し、第8条及び第12条に規定する申告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第124条から第130条までの規定は、前項の規定による特別徴収義務者等の帳簿の備付け、記載及び保存について準用する。

#### (賦課徴収)

**第16条** 循環資源利用促進税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び北海道税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2項中「(3)

「(3) 狩猟税」とあるのは「(12) 狩 猟 税」と、同条例第8条第1項中「(4) 循環資源利用促進税」

「(12) 狩 猟 税」とあるのは「(13) 循環資源利用促進税」と、同条例第8条第1項中「(4) 循環資源利用促進税」

「(13) 循環資源利用促進税」と、同条例第8条第1項中「(4) 循環資源利用促進税」

20条の2中「この条例」とあるのは「この条例又は北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）」とする。

- 2 循環資源利用促進税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

### （減免）

**第17条** 知事は、申告納税者が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた者である場合において、必要があると認めるときは、循環資源利用促進税を減免する。

- 2 前項の規定によって減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 申告納税者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 年度、期間及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

### （循環資源利用促進税の使途）

**第18条** 知事は、道に納入され、又は納付された循環資源利用促進税額に相当する額から循環資源利用促進税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てなければならない。

### （規則への委任）

**第19条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成18年6月規則第91号で、同18年10月1日から施行。ただし、附則第5項から第7項までの規定は、同18年8月1日から施行）

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。

- 3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に産業廃棄物の最終処分場への搬入が開始されたものとみなして、第9条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「開始される日前5日」とあるのは、「開始された日後5日」とする。

- 4 施行日において現に自ら設置する最終処分場においてその処分を行うための産業廃棄物の搬入を行っている排出事業者については、施行日に当該最終処分場における産業廃棄物の搬入を開始したものとみなして、第13条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「開始する日前5日」とあるのは、「開始した日後5日」とする。

- 5 第9条第1項及び第2項の規定による特別徴収義務者としての登録の申請及び証票の交付は、施行日前においても同条第1項及び第2項の規定の例により行うことができる。

- 6 第13条第1項の規定による自ら設置する最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出は、

施行日前においても同項の規定の例により行うことができる。

- 7 第15条第2項において準用する北海道税条例第126条（同条例第129条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による帳簿の電磁的記録による備付け及び保存又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に係る承認の申請は、施行日前においても同項において準用する同条例第126条の規定の例により行うことができる。
- 8 施行日から平成19年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対する第5条の規定の適用については、同条中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                                                                                  |        |      |
|----------------------------------------------------------------------------------|--------|------|
| 排出事業者（最終処分業者を除く。）が自ら設置する最終処分場においてその処分を行うための産業廃棄物の当該最終処分場への搬入（以下「自己処分のための搬入」という。） | 1,000円 | 250円 |
| 自己処分のための搬入以外の産業廃棄物の最終処分場への搬入                                                     | 1,000円 | 330円 |

- 9 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対する第5条の規定の適用については、同条中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                              |        |      |
|------------------------------|--------|------|
| 自己処分のための搬入                   | 1,000円 | 500円 |
| 自己処分のための搬入以外の産業廃棄物の最終処分場への搬入 | 1,000円 | 660円 |

- 10 知事は、この条例の施行後5年を目途として、産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用の推進状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



②循環税導入が「最終処分削減」の要因 [H21]31% → [H27]39%

## 5. 循環型社会形成へ向けての課題等

### ○リサイクルの推進に向けた課題

- ・全国との比較  
再生利用率 [H25] 全国：53%、道内：56%（動物のふん尿を除くと、36%）
- ・リサイクルが進んでいない廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、建設混合廃棄物など）
- ・目標値との乖離：最終処分量[H25] 75 万 t、[H31 目標] 57 万 t 以下

### ○事業者の抱える課題（アンケート上位項目）

- ・人材の育成確保    ・販路拡大など営業力    ・近くにリサイクル施設がない
- ・資金調達            ・関連情報の入手            ・リサイクル技術の確立    など

### ○事業者の支援策に対するニーズ（アンケート上位項目）

- ・設備整備費への助成    ・研究開発費への助成    ・リサイクルセミナーの実施
- ・専門家の派遣    ・市場調査等への助成    など

※13%の事業者(137 者)が、新たなリサイクルなどの事業・取組を検討中

### ○環境政策をめぐる動き

- ・環境基本計画〔第2次・改定版〕の策定(H28.3)
- ・循環型社会形成推進基本計画〔改訂版〕の策定(H27.3)
- ・廃棄物処理計画〔第4次〕の策定(H27.3)

## 6. 循環資源利用促進税事業の今後のあり方

### ○北海道循環型社会形成推進基本計画の着実な推進

- ・産業廃棄物の継続的かつ的確な実態把握
- ・再生利用率の向上
- ・低炭素社会、自然共生社会の視点

### ○事業者の施策ニーズや社会情勢などを踏まえた取組の充実

- ・設備投資ニーズへの対応
- ・人材や情報に係る支援策の充実（中小企業への支援等）
- ・技術研究開発や産業創出への支援の充実
- ・重点課題研究開発事業の効果的な活用
- ・循環税事業に係る情報提供の拡大

### ＜今後の方向＞

○循環税事業については、これまで産業廃棄物の最終処分量の大幅な削減などの効果が認められる一方、排出量の多い一部の産業廃棄物においてリサイクルが進んでいないなどの課題も見られることから、循環型社会の形成に向け、今後も積極的に推進していくことが必要。

○事業者の施策ニーズや社会情勢などを踏まえた取組の充実、各支援策の複合的活用を図る。

- ＊リサイクルが進んでいない建設混合廃棄物等の対策強化
- ＊低炭素社会、自然共生社会の視点からのリサイクルの質的向上の推進    など

○循環税事業の効果や課題等については、5 年を目途に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

# 北海道循環型社会形成推進基本計画(第2次)の概要

## 第1章

### 計画策定の趣旨等

1 策定の趣旨  
循環条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

2 計画の位置付け・性格  
○北海道が目指す循環型社会の具体的な指針  
○北海道環境基本計画の個別計画

3 計画の対象、期間及び目標  
○対象：廃棄物等  
○期間：令和2年度から概ね10年  
○目標：北海道らしい循環型社会の形成

4 計画策定の視点  
○環境基本計画で示す将来像に向けた5つの項目  
・自然との共生  
・健全な物質循環の確保  
・持続可能な生活  
・環境に配慮した地域づくり  
・環境と経済の良好な関係  
○国の「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえた施策展開  
・地域循環共生圏による地域活性化  
・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 等

## 第6章 計画の進行管理

○進行管理  
・計画の点検・評価による施策の反映、  
・進捗状況の把握、公表  
○見直し  
・法制度・社会経済等の変化などを踏まえ、必要に応じ見直し

## 第2章 現状と課題

[物質フロー] 天然資源等投入量は減少、循環利用量は増加  
循環型社会への移行が進展  
[3 R] 道民意識は停滞、実践行動の定着が必要  
海洋プラスチックごみによる生態系への影響の懸念  
[廃棄物] 一廃：排出量の減少、リサイクル率は向上  
生ごみの利活用の促進が必要  
産廃：再生利用率は向上、最終処分量の削減が課題  
さらなる再生利用の取組が必要  
[バイオマス] 利活用率は向上  
バイオマスの種類や地域に応じた取組の促進が必要  
[循環型社会] バイオマスの利活用進展  
[ビジネス] リサイクル製品の利用促進が必要

## 第3章 施策の基本的な方針と指標

1 循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針  
○3 Rの推進  
○廃棄物の適正処理の推進  
○バイオマスの利活用の推進  
○リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興  
2 循環型社会の形成のための指標及び数値目標（令和6年度）

| 指 標（主なもの）                               | 数値目標                                         |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------|
| 物質フロー指標<br>・循環利用率                       | 17%以上                                        |
| 取組指標                                    |                                              |
| ○3 Rの推進<br>・ごみ減量化、再使用・再利用の実践度           | 60～80%以上                                     |
| ○廃棄物の適正処理<br>・リサイクル・再生利用率<br><br>・最終処分量 | 一廃30%以上<br>産廃57%以上<br>一廃25万トン以下<br>産廃57万トン以下 |
| ○バイオマスの利活用<br>・利活用率                     | 廃棄物系90%以上<br>未利用70%以上                        |
| ○循環型社会ビジネス                              | 廃棄物のリサイクル率・再生利用率                             |

## 第4章 各主体に期待される役割

○道民  
・3 Rなど環境に配慮した生活様式の定着  
○NPO、NGO、大学等  
・3 R推進等の自主的取組  
・各主体のつなぎ手  
・信頼できる情報の提供  
○事業者  
・排出者責任、拡大生産者責任に基づく取組  
○道  
・全道的、広域的取組の推進者  
・循環型社会形成に向けた率先行動  
○市町村  
・地域の取り組みの推進者  
・循環型社会形成に向けた率先行動

## 第5章 道が講ずべき施策

○3 Rの推進  
・道民・事業者等の3 Rに関する取組の促進  
・3 R推進のための仕組み・基盤の構築  
・事業者としての率先取組の推進  
・プラスチック資源循環の推進  
○廃棄物の適正処理の推進  
・一般廃棄物の適正処理  
・災害廃棄物等の適正処理  
・海岸漂着物対策の推進  
・産業廃棄物の適正処理  
・不適正処理の防止  
○バイオマスの利活用の推進  
・市町村計画の策定促進  
・関係者間の連携促進  
・利活用技術の研究開発  
・利活用システムの構築・施設整備の促進  
○循環型社会ビジネスの振興  
・リサイクル関連産業創出・育成  
・再生品市場の形成促進  
・リサイクル関連産業の集積の促進

